

外国人技能実習生を復旧・復興 工事に従事させる事業者の皆様へ

外国人技能実習機構福岡事務所熊本支所



- 1 技能実習生を**石綿（アスベスト）**を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の作業に従事させる場合には必要な手続を行い、安全衛生対策を講じてください。
- 2 **熱中症対策**の徹底をお願いします。
- 3 **時間外労働等が80時間を超える**場合の手続を適切に行ってください。

1 「石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の作業」に従事させる場合

「建築物等の解体等の作業」とは、解体工事業者が行う作業に限定されません。

石綿障害予防規則第3条第1項において、建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。）の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業は「解体等の作業」とされており、解体工事だけでなく、石綿を含む建材等を改修する工事も該当します。

令和8年熊本地震の復旧・復興工事においては、普段は石綿を含む建材等を取り扱うことがない事業者の方も、瓦礫の撤去作業などを含めて臨時的に石綿を含む建材等を取り扱う可能性が十分にあり得ます。

「石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の作業」に僅かでも技能実習生に従事させる可能性がある場合には、あらかじめ次の措置等を行ってください。

- （1）石綿の有害性及び健康障害防止のために講じる措置等及び労災保険給付について母国語で丁寧に説明し、必ず理解を得た上で作業に従事させること。
- （2）指定の様式を添付して、技能実習計画の変更認定を受ける必要があること。

詳細な手続は、下記二次元コードから当機構ホームページをご参照ください。



https://www.otit.go.jp/upload/docs/05_%E7%AC%AC%E7%BC%94%E7%AB%A0R.pdf

(3) 「石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の作業」に対しては、労働安全衛生法、石綿障害予防規則等に基づく安全衛生対策を講じてください。

※石綿が含有されている建材については、下記二次元コードから厚生労働省の石綿総合情報ポータルサイトでご確認ください。



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/about/>

※「石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の作業」に該当するか、必要な安全衛生対策については、都道府県労働局又は各労働基準監督署にご確認ください。

2 熱中症対策については、下記二次元コードから厚生労働省の「熱中症予防のための情報・資料サイト」を参照してください。

特に、同サイト中の「災害時における熱中症予防リーフレット」をご覧ください。



[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu taisaku/pamph.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html)

3 時間外労働等が1か月80時間を超える場合の手続き

令和8年熊本地震からの復旧・復興工事のため、やむを得ず、通常よりも時間外労働が長くなってしまうことが考えられますが、技能実習生の月ごとの時間外労働・休日労働の合計時間数が80時間を超える場合には、**事前に技能実習計画変更認定申請を外国人技能実習機構に行い、認定を受ける必要**があります。

なお、長時間にわたる屋内外での復旧・復興工事は疲労の蓄積等による労働災害を引き起こすリスクが高くなります。**長時間の時間外労働はできる限り避けていただき、健康障害を防止する対策（十分な休息や医師による面接指導等の健康管理）**を講じていただくようお願いします。

加えて、今夏は全国的に高温日が続く見込みですので、先述の熱中症対策も参考に、安全な技能実習環境の確保をお願いします。

お問い合わせ先

外国人技能実習機構福岡事務所熊本支所

認定課：096－223－5372

技能実習計画変更認定申請の手続きに関すること

技能実習特別相談窓口：096－223－6470

その他技能実習制度に関すること



令和8年熊本地震に関する
ご案内ページの二次元コード



<https://www.otit.go.jp/earthquake2026/index.html>